

教 頭

問題① 800字以内（共通）

問題② 400字以内（共通）

問題③ 400字以内（県立学校）

問題④ 公立小中学校

検査時間 120分

問題① （共通）

山梨県教育委員会は、令和3年3月、新たに「山梨県の公立学校における働き方改革に関する取組方針」を策定した。この取組方針には、学校における働き方改革の目的が示され、その目的を達成するための目標及び取組の重点項目が示されている。

この取組方針に基づき、あなたは教頭として、勤務校においてどのように働き方改革に取り組んでいくか、学校における働き方改革の目的に触れながら、具体的に述べよ。

配点 《20点》

採点基準

- 学校における働き方改革が求められる背景について、述べられているか。
- 学校における働き方改革の目的について、具体的に述べられているか。
- 教頭として、働き方改革にいかに取り組むかについて、具体的に述べられているか。
- 教頭として、自分の考えやリーダーシップの発揮について、論述全体を通じて、意欲的に述べられているか。
- 誤字・脱字・表現力等（字数800字以内）

問題② (共通)

感染症予防のための臨時休業について、法令に基づき説明せよ。また、臨時休業の措置をとった場合、その休業中の児童生徒への対応について、あなたは教頭として、どのような点に留意するか、具体的に述べよ。

配点 《10点》

採点基準

- 感染症予防のための臨時休業について、根拠法令に触れながら説明されているか。
- 休業中の児童生徒への対応について、具体的に述べられているか。
- 教頭として、自分の考えやリーダーシップの発揮について、論述全体を通じて、意欲的に述べられているか。

問題③ (県立学校)

年度当初、校長から定期試験直前の1週間は部活動を禁止するという指示が出されていたが、運動部顧問のA教諭は、定期試験直後に重要な大会を控えていたため、校外の体育施設において、無断で2時間程度の部活動を実施した。A教諭が顧問を務める運動部は、県内屈指の強豪であり、保護者からもその大会での優勝を期待されていた。

あなたは、教頭としてA教諭に対して、どのような対応を行うか、関係法令に触れながら述べよ。

配点 《10点》

採点基準

- 学校管理下の活動ではないことについて、法令に触れて述べられているか。
- 教員の服務について、法令に触れて述べられているか。
- 教頭として、A教諭への対応について、具体的に述べられているか。

問題④ (公立小中学校)

配点《10点》

問1 次の文は、教育公務員特例法第二十三条、第二十四条及び第二十五条のそれぞれ一部である。文中の空欄(1)～(5)に適する語句を記せ。但し、同じ番号には同じ語句を記すこと。

第二十三条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から一年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する(1)な研修を実施しなければならない。

第二十四条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、(2)等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の(3)を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において(4)な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

第二十五条 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児に対する指導が(5)であると認定した教諭等に対して、その能力、(2)等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

問2 次の(1)～(5)は、法規の条文の一部である。下線部が正しい場合は○を、誤りの場合は×を記して、正しい語句を記せ。また、それぞれの法規名を記せ。

- (1) 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
- (2) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は身体的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (3) 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録(学校教育法施行令第三十一条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。
- (4) 小学校においては、文部科学大臣の審査を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
- (5) 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定めるものとされている事項は、市町村の条例で定める。

問3 次の項目について、それぞれ簡潔に説明せよ。

- (1) 休日と代休
- (2) 職員会議